

2018年05月公開版「ささづか便り号外」

5月号外広報

(町会検討中資料より)

2018, 05, 18版

渋谷区笹塚仲町会

注1:本資料は、あくまで現時点で公表等されている情報と、仲町会広報担当等の知り得る範囲での情報等を根拠として、記載されております。

注2:社会動向等本資料記載事項に影響のある変化等によって、予告無く記載内容等は変更される可能性がありますので、最新情報は仲町会までお問い合わせください。

注3:「気づいたこと」や「今後」に関しては、改善や対処検討等すべき点とも言えます。

もくじ

- 1、仲町会個人情報保護法等対処について
- 2、経緯と体制等
- 3、取り組み基本方針
- 4、個人情報保護方針策定検討
- 5、システム案と改善計画
- 6、防災活動との連携
- 7、スケジュール案
- 8、お知らせと号外編集後記

仲町会の公式HPへのQRコード



1、仲町会個人情報保護法等対処について

法令遵守：

昨年より定例会等で啓発等してきた個人情報保護法等(サイバー対策やBCPも含めた情報管理)への対処に関し、具体化を進めることとなりました。対象となる情報は、個人情報保護法で定義される情報(1件から法令対象)、更に町会活動の維持継続に必要な情報資産です。

町内会も個人情報保護法の対象ですから、法令に対応した取り組みを実施する方針です。法令上、町内会で管理する個人情報等が外部漏洩等しても、即座に刑事罰が適用されるとは考えにくい(意図的な犯行やその犯行を幫助した場合は別)ですが、民事訴訟の可能性は免れません。一般論として、刑事罰よりも民事訴訟の方が厳しい結果となります。

更に、仲町会が組織として対象情報の管理方針を定めた際の役員は、退任してもその訴訟対象ですから、対象情報を適切に利活用でき且つ、現時点予見できるリスク顕在化を最小化できる最善の措置を具体化する必要があります。

笹塚取り組みモデル成果が広く利活用できるようになれば、仲町会としても社会貢献に寄与できるものと考えます。

参考：個人情報保護委員会 改正個人情報保護法の基本(平成29年6月)(全23ページ) (PDF:1021KB)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1706_kihon.pdf

2、経緯と体制等①

経緯：

仲町会内で昨年より検討を進めていた個人情報等の管理に関連し、激甚災害等発生時の地域相互協力等に関する笹塚幼稚園様との、実験的合同訓練を実施した際に、区から発災時を想定し、事前に要援護者名簿(法律上は要配慮個人情報)がすでに町会に交付されていることが判明。町会で以前から検討していた広報活動やIT導入、個人情報保護の適切な管理を実施するための取り組みも同時に行うこととなった。

前述実験的合同訓練前から渋谷区防災課や地元区議等との意見交換も実施。町会活動活性化に向けた取り組みで利活用できる助成金を利活用し、今後一步一步具体化を行う。

体制としては、法令等に従い安全管理措置として、町会長をトップとした個人情報管理体制を実現し、町会内に個人情報管理部門を組織的に設置すると同時に、個人情報取り扱いエリアと個人情報取り扱い規定の準備、技術的安全管理措置、個人情報取り扱いに関する意識レベル向上の研修等も実施する。

参考：個人情報保護委員会 中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト付 はじめての個人情報保護法 ～シンプルレッスン～
(平成29年6月) (PDF:2997KB)

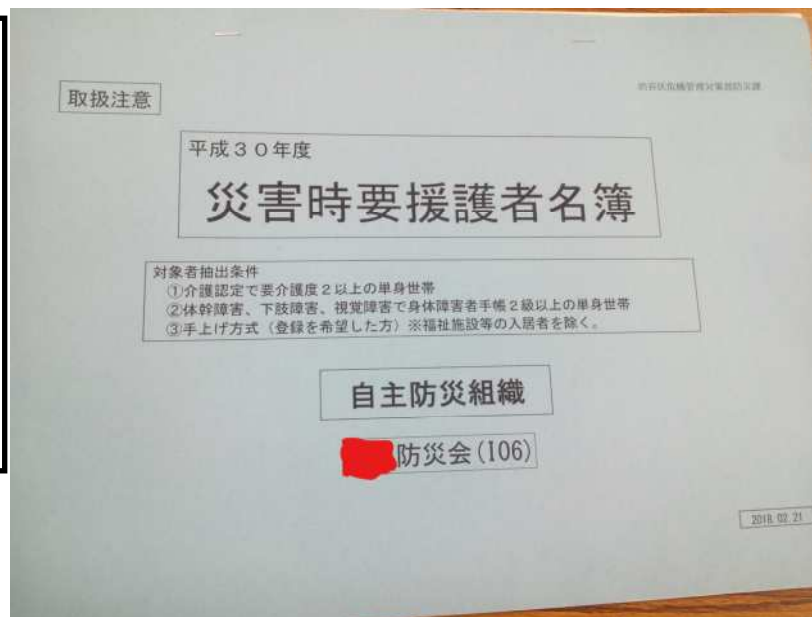
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1711_simple_lesson.pdf

2、経緯と体制②

災害時要援護者対策

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、**災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること町会等に事前交付すること等**が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「**避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針**」（平成25年8月）を策定・公表しました。

出典：内閣府 防災情報のページ



仲町会の要援護者名簿

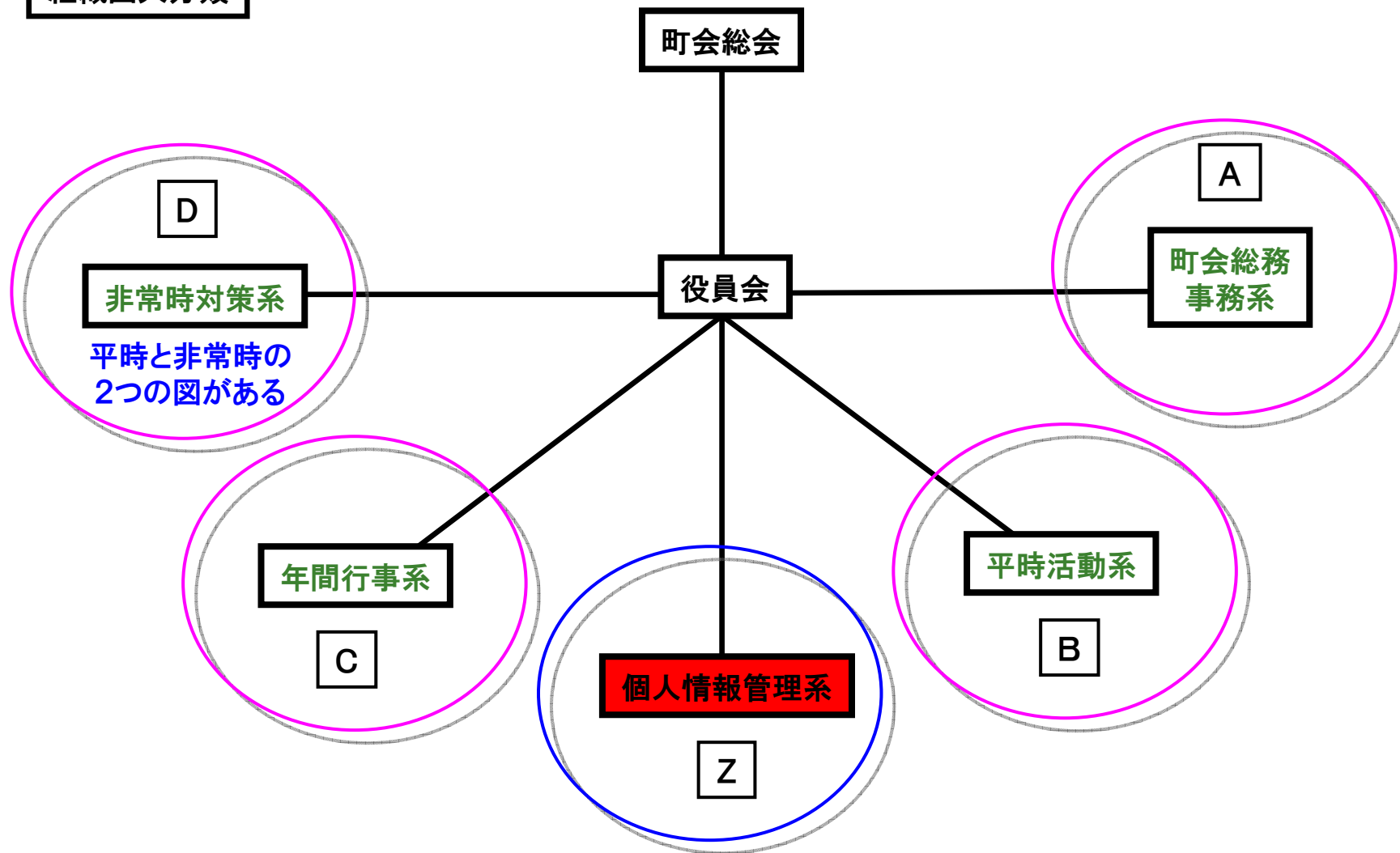
自治体は、**個人情報保護条例を改正**し、発災を想定し**事前に町内会や自治会、自主防災組織等に要援護者名簿情報を渡すことができる**ようにしました。（実際には民生委員等からも集まります）

私は町会でこうした災害対応の仕事をしているので、早速この要援護者名簿情報は、個人情報保護法の定める**要配慮個人情報**に該当するのではないかと、個人情報保護委員会に問い合わせしました。すると、**要配慮個人情報であり、すでに町内会としても厳格な管理義務が生じている**ことが判明。
自治体の条例改正の際に罰則規定が免除になっていれば良いが、そのような都合の良い改正は望めない。
全国の町内会等自主防災組織は、地域に役立ちたいので、発災を想定しこの名簿を預かること自体は異論無いのだが、**漏えい等した場合の罰則や民事訴訟等のリスクを負わなければならない状態**。
紙資料のまま保管していると盗難や紛失、更に火災焼失や不正コピーに対処できない。

2、経緯と体制③

(現状組織概念図に法令対処部門を加えた案の図)

組織図大分類



3、取り組み基本方針①

基本方針：

- ①リソースに限界がある仲町会として、完璧な法令対応を求めるのではなく、最悪の状態にならない為の工夫をすることと、万が一の際の民事訴訟等でも十分説明責任を果たせるような対策実施の実現を目的とする。
- ②極力簡潔な仕組みとし、実行予算も自主財源や助成金等で賄える範囲で実現する。
- ③具体策実現等の際は、行政や法曹界、有識者等とも意見交換等を行い、最新で正しい情報の下に対策等を実施する。
- ④小さな取り組みを躊躇せず実行し、地域住民の満足度と地域価値向上に資する取組とする。

参考：

内閣府 みんなでつくる地区防災計画

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

内閣府 防災情報のページ 減災啓発ツール

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/index.html>

3、取り組み基本方針②

1、個人情報適切な運用管理に関する基本方針

次項の個人情報保護方針策定検討ページ参照のこと

2、個人データに取り扱いに係わる規律の整備

今後策定

3、組織的安全管理措置

今後策定

4、人的安全管理措置

今後策定

5、物理的安全管理措置

今後策定

6、技術的安全管理措置

後述のシステム案と改善計画ページ参照のこと

3、取り組み基本方針③

EUでも日本でも、暗号化したデータは個人情報のままです。

EU指令関係資料抜粋：

通常、仮名化データは、**不可逆的に識別が防止されたもの**ではなく、依然として「個人データ」に該当します。個人データを暗号化した場合、通常、暗号化されたデータは、暗号を解く鍵なしでは、個人の識別につながり得ない情報となりますが、暗号を解く鍵が存在する限りにおいて、個人の識別が不可逆的に防止された訳ではないため、「匿名化データ」には該当しません。その結果、**暗号化されたデータは、依然として「個人データ」に該当するため、暗号化されたデータの処理および移転についてはGDPRが適用される**こととなります。

出典：「EU 一般データ保護規則(GDPR)」に関する実務ハンドブック(入門編) 2016年11月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所 海外調査部 欧州ロシア CIS

日本個人情報保護法ガイドライン抜粋：

「個人情報」(※1)とは、生存する「個人に関する情報」(※2)(※3)であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ(※4)、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)」(法第2条第1項第1号)、又は「個人識別符号(※5)が含まれるもの」(同項第2号)をいう。「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、**暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。**※4)「他の情報と容易に照合することができ」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、**例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態**であると解される。

出典：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)平成28年11月(平成29年3月一部改正)個人情報保護委員会

世界標準のRSA暗号は量子コンピューターで解読されることが証明されている

出典：NICT NEWS <https://www.nict.go.jp/publication/NICT-News/1303/02.html>

3、取り組み基本方針④

暗号化以外の効果的な対策技術例—秘密分散技術(電子割符)—秘密分散法コンソーシアム技術区分—Aの確認事項

個人情報への技術的安全管理措置の違いによる、**実際に漏えいが発生した際の組織外からの見え方の図。**
 (平成27年02月20日経済産業省確認—注:復元に至らない一部の割符が出た場合、一部の割符であっても、何か管理ファイルが出たという事実までは消せないが)

管理手法 外部の評価	平文	暗号化	割符化
完全違反	○		
漏洩に該当		○	
該当せず			○

特定個人情報保護委員会様より内閣官房社会保障改革担当室の中の内閣府大臣官房番号制度担当室様にも我々秘密分散法コンソーシアムが作成した認識内容の文章をお伝えいただき、2015年01月23日に、我々コンソーシアムに対し、その記載内容に関し、特定個人情報保護委員会様経由で、一般論として特段問題無い。との回答を頂戴しました。

---我々が認識できたと考える内容抜粋部、開始---

端的に言えば、個人番号や特定個人情報を**秘密分散技術(電子割符)**で処理し生成された割符ファイル単体は、**個人番号や特定個人情報の定義から除外される。**ということです。～中略～

更に個人情報保護法の定義項記載の(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)の記述もあるので、個々の割符ファイルを適切に管理して容易に照合されないように管理していれば更に安全である。といった当該技術の持つ原理的な特徴を踏まえたうえで、**マイナンバー法第二条5項や8項を確認し、上記回答となりました。**

---我々が認識できたと考える内容抜粋部、終了---

4、個人情報保護方針策定検討①

基本方針(案):

個人情報保護に関する基本方針

東京都渋谷区仲町会(以下、仲町会)は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護および町会員と町会活動協力者の信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律(以下、『個人情報保護法』)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下『番号法』)その他の法令・ガイドラインの指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。加えて、将来的には当町会としてISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)認証取得を目指せる情報管理レベルに到達すべく、定期的に見直しを実施することで継続的に方針等を改善してまいります。

1. 個人情報の利用目的

仲町会は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。

当社業務に関する情報提供・運営管理・サービスの充実

各種お問い合わせ対応

従業員等の雇用、採用、人事管理

法令に基づく権利の行使義務の履行

その他あらかじめご同意いただいている目的での利用

ただし、番号法に定める個人番号(以下、『マイナンバー』)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

報酬、料金等の支払調書作成事務

不動産の使用料等の支払調書作成事務

その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

2. 個人情報の収集方法

仲町会は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、氏名・住所・生年月日・性別等の個人情報を、適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人情報の第三者提供

仲町会は、個人情報を機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

a. あらかじめ本人の同意を得た場合(平時の要配慮個人情報やマイナンバーを除く)

b. 個人情報保護法、番号法その他の法令に基づく場合

c. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的の達成に必要な範囲で業務委託を行う場合

4、個人情報保護方針策定検討②

4. 個人情報の安全管理措置

- a. 仲町会は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人情報の安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- b. 仲町会は、個人情報の安全管理に関し仲町会内規定を整備のうえ、定期的に法令理解度向上の教育をする等により、町会関係者に周知徹底いたします。
- c. 仲町会は、個人情報の取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- d. 個人情報の安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会等の窓口

個人情報の取扱いに関するご照会等に適切かつ迅速に対応いたします。
下記の〈お問い合わせ先〉までお申し出ください。

6. 個人情報に関するご請求

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の〈お問い合わせ先〉までお申し出ください。

〈個人情報保護管理者〉 **OX OX**

〈お問い合わせ先〉個人情報管理部 保護相談窓口

TEL 03-3376-9146（常駐ではないため、メールにてお問い合わせください。Mail:.....@.....）

※本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当町会ホームページで継続して公表しております。

本方針は今後の安全管理上の技術向上等を反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。

<https://shibuya-sasanaka.jimdo.com/>

東京都渋谷区笹塚仲町会 会長 荒木正人

平成30年05月XX日 制定

注：参考は、スミセイ情報システム株式会社の個人情報保護に関する基本方針

http://www.slcs.co.jp/p_policy/index.html

5、システム案と改善計画①

基本方針：

- ①会長をトップとした個人情報管理体制を立ち上げる。
紙の個人情報及び要配慮個人情報は、電子化し秘密分散技術（電子割符）を用い日常的に存在しない状態とする安全管理措置を実施する。
- ②どうしても紙の個人情報及び要配慮個人情報を保持する場合には、その管理担当者を決め厳格に管理徹底させる。
- ③個人情報保護委員会公開のガイドライン等を参考とし、町会として必要な安全管理措置を準備していく。同時に個人情報保護方針を整備する。
- ④町会定例会で取組状況報告等を行いPDCAサイクルを実施しつつ、役員等意識向上や教育も行う。（ISO27001準拠レベルにしたい）

参考：

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 情報マネジメント認定センター

<https://isms.jp/isms.html>

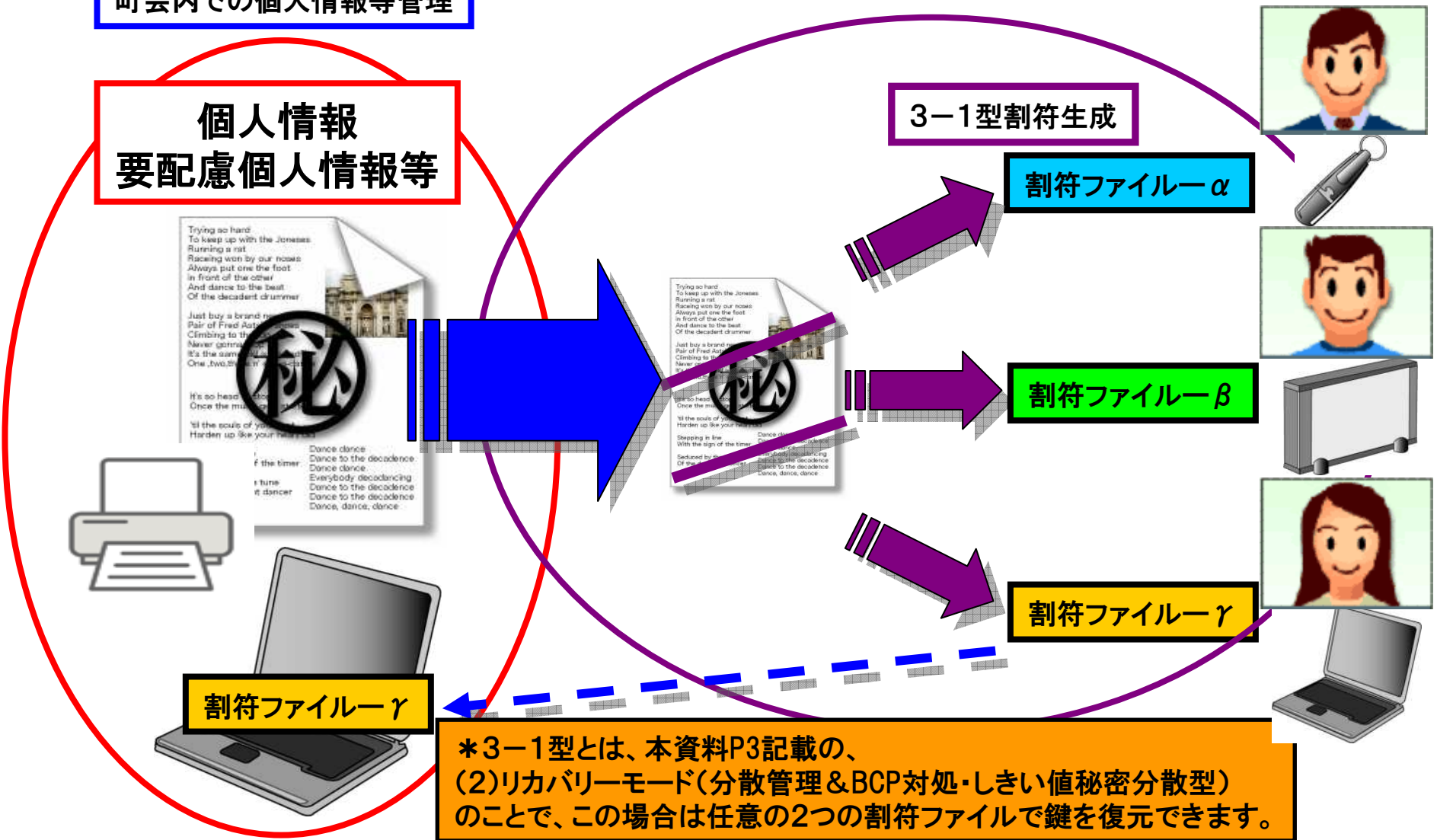
5、システム案と改善計画②

Risk Share !
Active Safety!

1st

町会内での個人情報等管理

個人情報
要配慮個人情報等



*3-1型とは、本資料P3記載の、
(2)リカバリーモード(分散管理&BCP対処・しきい値秘密分散型)
のことで、この場合は任意の2つの割符ファイルで鍵を復元できます。

6. 防災活動との連携

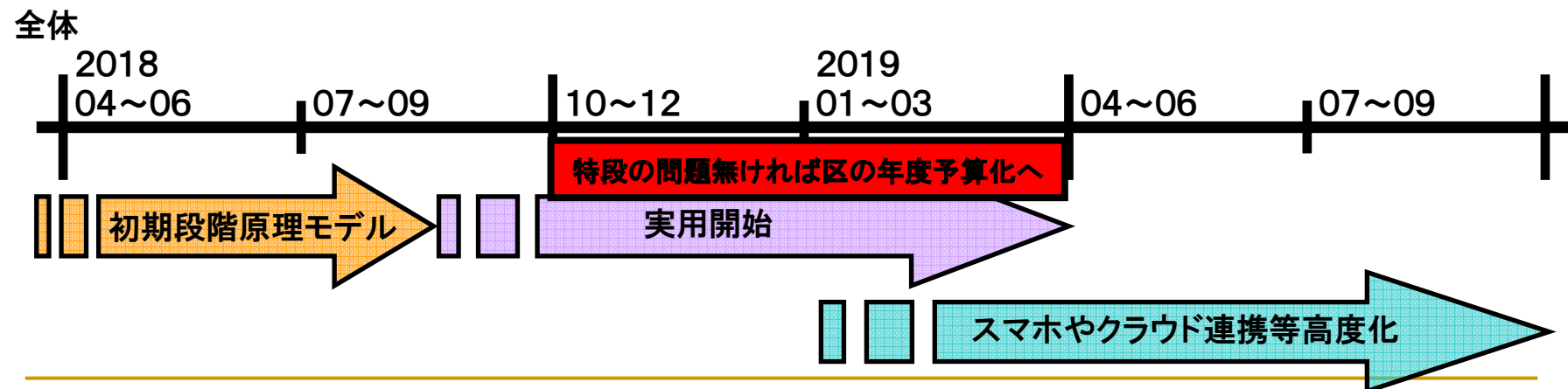
情報システムの利活用：町会WEBでの広報連携

- ①7月の車いすでの避難支援を含めた防災訓練で、町会の個人情報管理システムを実験利用する。
- ②発災想定で、町会事務所で要援護者情報(訓練用)を復元し、避難支援に向かい、車いすでの避難訓練を実施する。
- ③避難所(笹塚幼稚園様か笹塚小学校様)に町会の個人情報管理用端末を持参し、避難所対象者名簿を作成管理する。
- ④上記取り組みを、渋谷区防災課様や消防等と連携して実施する。
- ⑤実験報告を区に行い、来年度予算化の交渉をする。
- ⑥12月には、笹塚幼稚園様と通園時等を想定した合同訓練を行うが、その際にも利活用する。

7. スケジュール案

個人情報対応及び情報化行程案:

- ①5月または6月中に渋谷区地域振興課の助成金申請し、必要なノートPC等を確保し、割符アプリインストールし初期実験等を実施
- ②7月の仲町会避難訓練での利活用と報告を区に提出する。
- ③9月の地域訓練時に初期型笹塚モデルを参考出展する(未確定)。
- ④12月にも訓練を実施し、区に報告する。



8、お知らせ(注意喚起)

環太平洋地域で地震活動活性化。国の防災計画も地震予知は不可能計画見直し。
自助・共助・公助が大切です。

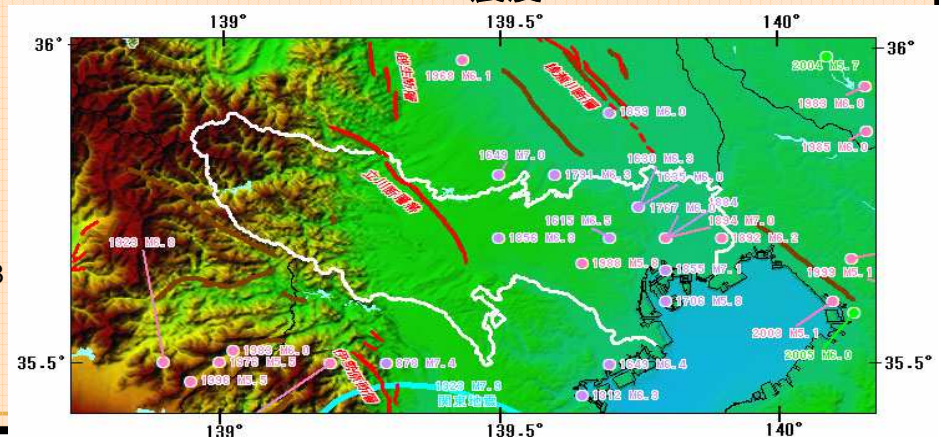
参考最近の震度3以上の地震情報:

環太平洋地域の遠い反対側等でも呼応するかのよう地震や火山活動が発生します。北海道海溝付近と千葉県東方や中国内陸部とフィリピン近海、琉球列島等が交互に地震発生する等。あとは、中央構造線エリアの地震も気がかりです。

2018/05/07 05:00:48.4	岩手県内陸北部	39° 35.7' N 141° 09.6' E	98km	M5.1	震度4
2018/05/06 21:13:19.0	熊本県熊本地方	32° 39.4' N 130° 40.1' E	11km	M3.9	震度4
2018/05/06 07:15:46.8	秋田県内陸北部	40° 02.4' N 140° 32.5' E	9km	M4.1	震度3
2018/05/05 21:47:33.9	内浦湾	41° 58.0' N 141° 00.4' E	12km	M3.1	震度3
2018/05/05 15:43:32.8	福島県沖	37° 04.9' N 141° 10.5' E	49km	M4.2	震度3
2018/04/29 17:47:55.4	秋田県内陸南部	39° 29.3' N 140° 25.2' E	10km	M3.2	震度3
2018/04/28 00:58:59.6	西表島付近	24° 14.8' N 123° 47.7' E	17km	M4.4	震度3
2018/04/24 17:53:21.7	根室半島南東沖	43° 14.3' N 145° 49.5' E	87km	M5.4	震度4
2018/04/23 05:49:34.4	新島・神津島近海	34° 14.6' N 139° 08.3' E	9km	M4.3	震度3
2018/04/23 01:01:50.0	島根県西部	35° 10.1' N 132° 35.4' E	11km	M4.1	震度3
2018/04/22 20:30:21.1	新島・神津島近海	34° 14.2' N 139° 09.3' E	10km	M3.3	震度3
2018/04/21 18:47:18.7	千葉県東方沖	35° 33.6' N 141° 06.2' E	33km	M5.1	震度3

アラスカ沖でM7.9の地震が発生 2018年01月23日(米地質調査所はM8.2と修正)
本白根山で23日09時59分に噴火が発生しました。 2018年01月23日 09時59分
インドネシア・ジャワ島沖23日、M6.0の地震 2018年01月23日 日本時間15時34分頃
フィリピン・ルソン島で火山噴火、6万人が避難 2018年01月24日 19時29分
蔵王山噴火警戒レベル2へ 平成30年1月30日14時38分
薩摩硫黄島噴火警戒レベル2へ 平成03月19日
硫黄山(霧島山)噴火 平成30年04月26日
ハワイ噴火と地震(M6.9)の被害拡大建物35棟倒壊、群発余震も CNN 2018,05,08
長野県長野市で震度5弱(M5.1) 平成30年05月12日

出典:気象庁 各種データ・資料 震度データベース検索
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php> 他。



あとがき

先月の仲町会広報誌でも取り上げた大谷選手が高校生の頃から利活用81マスメソッド、再掲しました。

このメソッド、本当に良くできているなと思っています。

今月は、号外という形式で、我々仲町会の法令対処に向けた取り組み概要等をご紹介します。

継続的に地震や火山活動は活発なままです。防災活動は容易な取り組みではありません。千里の道も一歩からと心得て実行する所存です。

渋谷区笹塚仲町会 広報部

8、編集後記

体のケア	サプリメントを飲む	FSQ 90kg	インステップ改善	体験強化	軸をぶらさない	角度をつける	上からボールをたたく	リストの強化
柔軟性	体づくり	RSQ 130kg	リリースポイントの安定	コントロール	不安をなくす	力まない	キレ	下半身主導
スタミナ	可動域	食事 夜7杯 朝3杯	下肢の強化	体を開かない	メンタルコントロールをする	ボールを前でリリース	回転数アップ	可動域
はっきりとした目標、目的をもつ	一喜一憂しない	頭は冷静に 心は熱く	体づくり	コントロール	キレ	軸でまわる	下肢の強化	体重増加
ピンチに強い	メンタル	雰囲気 に流されない	メンタル	ドラー 8球団	スピード 160km/h	体幹強化	スピード 160km/h	肩周りの強化
波をつくらない	勝利への執念	仲間を 思いやる心	人間性	運	変化球	可動域	ライナー キャッチ ボール	ピッチングを増やす
感性	愛される人間	計画性	あいさつ	ゴミ拾い	部屋そうじ	カウント ボールを 増やす	フォーク 完成	スライダーのキレ
思いやり	人間性	感謝	道具を大切に使う	運	審判さんへの態度	遅く落差のあるカーブ	変化球	左打者への決め球
礼儀	信頼される人間	継続力	プラス思考	応援される人間になる	本を読む	ストレートと同じフォームで投げる	ストライクからボールに投げるコントロール	奥行きをイメージ